

焼津市総合計画等審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する場合は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 感染予防対策を行うこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が傍聴にあたって守るべき事項に違反したときは、注意し、これに従わない場合には、退場していただくことがあります。
- (3) 非公開の議題の審議をする場合は、退場していただきます。
- (4) 傍聴者が、規定違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (5) 会議当日に発熱や咳等の症状がある方の傍聴は見合わせていただきます。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。